

議案第 3 号

大口町国民健康保険条例の一部改正について

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、出産育児一時金の支給額を改めることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険条例（昭和34年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後から適用し、同日前に出産したものについては、なお従前の例による。

大口町国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

改正要旨

1 改正の概要

大口町国民健康保険における出産育児一時金は、出産に要する経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険法第58条第1項に基づく保険給付として、被保険者が出産したとき、一分娩当たり42万円を支給しています。

今般、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、出産育児一時金の支給額を42万円から50万円に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

2 施行期日等

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

また、この条例による改正後の大口町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後から適用し、同日前に出産したものについては、なお従前の例によります。